

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市（以下「市」という。）が令和4年4月10日に市制施行50周年を迎えることを記念し、市全体で市制施行50周年を祝う機運醸成を目的として実施する事業における市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(冠称の種類)

第2条 市制施行50周年記念冠称（以下「冠称」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 富士見市市制施行50周年
- (2) 富士見市市制施行50周年記念
- (3) 富士見市市制施行50周年記念事業

(ロゴマーク)

第3条 市制施行50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、別表のとおりとする。

(著作権)

第4条 ロゴマークの著作権は、市に帰属する。

(対象事業)

第5条 冠称及びロゴマークの使用の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市制施行50周年を広く周知し、機運醸成が見込まれる事業
- (2) 市の魅力を内外に発信し、認知度の向上が見込まれる事業
- (3) 市を活性化させ、未来に向けた賑わいの創出が見込まれる事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用の申請)

第6条 冠称及びロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、

個人が営利を目的とせずに使用するときは、使用の申請を省略することができる。

2 申請を受け付ける期間は、令和3年12月1日から令和5年3月10日までとする。

(事業の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認し、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認・不承認決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 市、冠称及びロゴマークの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると認められるとき。

(使用の期間)

第8条 前条の承認を受けた冠称及びロゴマークを使用することができる期間は、その承認を受けた日から令和5年3月31日までとする。

(遵守事項)

第9条 前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 冠称及びロゴマークは、承認された使用目的のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) ロゴマークは定められた色、形等を正しく使用し、デザイン素材の改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 冠称及びロゴマークを使用した商品については、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録をしないこと。
- (4) 第三者に冠称及びロゴマークの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 冠称及びロゴマークを使用した物品の製造又は役務を第三者に委託して行わせる場合は、その委託を受けた者がこの要綱の規定に違反しないよう管理、監督そ

の他必要な措置を講ずること。

(6) 使用者の責めに帰すべき理由により冠称及びロゴマークの使用に係る事故、苦情が生じたときは、使用者において速やかに対処すること。

(使用料)

第10条 冠称及びロゴマークの使用料は、無料とする。

(承認事項の変更)

第11条 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとするとき、事前に富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認事項変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が第7条各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認し、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認事項変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(中止の届出)

第12条 使用者は、承認を受けた事項の使用を中止する、または中止した場合、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が第9条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、承認を受けた者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたとき、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認決定取消通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 使用者は、冠称及びロゴマークの使用を終了したときは、事業終了後30日以内に、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用実績報告書（様式第7号）に事業の実績が分かる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、冠称及びロゴマークの使用に関し必要な事

項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は令和3年12月1日から施行し、令和5年4月30日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

1 単体で使用する場合

カラー	
灰色	
白黒	

備考 単体で使用する場合は、いずれか1つを使用することとする。

2 組み合わせて使用する場合（カラー）

1	
2	<p data-bbox="475 616 1316 689">富士見市★市制施行50周年</p> <p data-bbox="662 795 1125 929">★富士見市★ 市制施行50周年</p> <p data-bbox="853 1041 933 1859">富士見市★市制施行50周年</p>



備考 組み合わせて使用する場合は、1の項に2の項に掲げるいずれか1つを加えて使用することとする。

3 組み合わせて使用する場合（灰色）

1	
2	<p style="text-align: center;">富士見市★市制施行50周年</p> <hr/> <p style="text-align: center;">★富士見市★ 市制施行50周年</p>

富士見市★市制施行50周年

★富士見市★
市制施行50周年

備考 組み合わせて使用する場合は、1の項に2の項に掲げるいずれか1つを加えて使用することとする。

4 組み合わせて使用する場合（白黒）

1	
2	<p data-bbox="470 616 1316 694">富士見市★市制施行50周年</p> <p data-bbox="662 795 1125 940">★富士見市★ 市制施行50周年</p> <p data-bbox="853 1041 933 1859">富士見市★市制施行50周年</p>

★富士見市★
市制施行50周年

備考 組み合わせて使用する場合は、1の項に2の項に掲げるいずれか1つを加えて使用することとする。

様式第1号（第6条関係）

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

住 所

団体名

氏 名

連絡先

メールアドレス

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり冠称及びロゴマークの使用について申請します。

記

- 1 冠称及びロゴマークの使用対象（事業名、ロゴマークを使用する品名等）
- 2 概要（事業概要、ロゴマーク使用イメージ等）
- 3 実施・使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用する冠称及びロゴマーク（いずれかに○）

冠称

	富士見市市制施行50周年
	富士見市市制施行50周年記念
	富士見市市制施行50周年記念事業

ロゴマーク

	単体使用	カラー
		灰色
		白黒
	組み合わせ使用	カラー
		灰色
		白黒

5 添付書類（主催する団体、事業内容が分かるもの、その他参考になるもの）

第 号
年 月 日

様

富士見市長 星 野 光 弘

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認・不承認決定
通知書

年 月 日付けで申請のありました富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用承認については、下記のとおり決定したので、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関する要綱第7条の規定により通知します。

記

1 承認

条件

- (1) 富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認申請書の申請内容のとおりを使用すること。
- (2) 富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク等の使用に関する要綱を遵守すること。
- (3) 承認番号 第 号

2 不承認

理由

様式第3号（第11条関係）

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認事項変更申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

住 所

団体名

氏 名

連絡先

メールアドレス

年 月 日付け第 号で使用承認の決定を受けた富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用承認について、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関する要綱第11条の規定により、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更・中止内容）

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

富士見市長 星 野 光 弘

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認事項変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認事項の変更について、下記のとおり決定したので、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関する要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

条件

- (1) 富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認申請書の申請内容のとおりを使用すること。
- (2) 富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク等の使用に関する要綱を遵守すること。
- (3) 承認番号 第 号

2 不承認

理由

様式第5号（第12条関係）

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用中止届

年 月 日

（宛先）富士見市長

届出者

住 所

団体名

氏 名

連絡先

年 月 日付け第 号で使用承認の決定を受けた富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用について、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関する要綱第12条の規定により、下記のとおり中止としたので中止届を提出します。

記

（中止の内容）

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

富士見市長 星 野 光 弘

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク使用承認決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用承認について、下記のとおり承認を取り消したので、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関する要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

- 1 冠称及びロゴマークの使用内容
- 2 取消年月日
- 3 取消の理由

様式第7号（第14条関係）

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマーク等使用実績報告書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

住 所

団体名

氏 名

富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用を終了したので、富士見市市制施行50周年記念冠称及びロゴマークの使用に関する要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名・ロゴマークの使用内容について
- 2 使用した冠称及びロゴマーク（いずれかに○）

冠称

	富士見市市制施行50周年
	富士見市市制施行50周年記念
	富士見市市制施行50周年記念事業

ロゴマーク

	単体使用	カラー
		灰色
		白黒
	組み合わせ使用	カラー
		灰色
		白黒

3 実施・使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 参加人数（冠称事業のみ）

5 事業結果等

6 備考

7 添付書類（開催状況・使用状況がわかる資料など）